

■ 図表3-2-2

インクルーシブ教育システム推進事業費補助

平成28年度予算額 1,001百万円(新規)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が、①特別支援教育専門家等(早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師)の配置、及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。

<h3>I 特別支援教育専門家等配置</h3> <h4>①早期支援コーディネーター</h4> <ul style="list-style-type: none"> 自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行う。(94人) 	<h4>②合理的配慮協力員</h4> <ul style="list-style-type: none"> 各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。(282人) 	<h3>II 特別支援教育体制整備の推進</h3> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育システム推進のための体制整備を推進することにより、合理的配慮の質的向上を図ることを目的とする。 <h4>①特別支援連携協議会</h4> <ul style="list-style-type: none"> 医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。
<h4>③外部専門家</h4> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。(428人) 	<h4>④医療的ケアのための看護師</h4> <ul style="list-style-type: none"> 学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。(1,000人) 	<h4>②研修</h4> <ul style="list-style-type: none"> 管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。 担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助率: 1/3

補助対象者: 都道府県・政令指定都市・中核市(市区町村は間接補助)

インクルーシブ教育システム推進事業

平成29年度予算額 1,452百万円(拡充)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体等が、**I. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備、II. 特別支援教育専門家等配置 III. 特別支援教育の体制整備の推進**をする場合に要する経費の一部を補助する。

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【新規】(30地域)
 特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【別紙】

教育再生実行会議(第九次提言抜粋)

- 乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。
- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。
- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。

<h3>II 特別支援教育専門家等配置</h3> <h4>① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,000人→1,200人)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。 	<h3>III 特別支援教育体制整備の推進</h3> <h4>①特別支援連携協議会</h4> <ul style="list-style-type: none"> 医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。
<h4>②早期支援コーディネーター (74人)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。 	<h4>③就労支援コーディネーター【新規】(74人)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。
<h4>④外部専門家(348人)</h4> <p>(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。 	<h4>⑤発達障害支援アドバイザー【新規】(74人)</h4> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図りつつ、教職員とも日常的に連携、協力をしながら発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う。
<h4>②研修</h4> <ul style="list-style-type: none"> 管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修、担当教員としての専門性の向上のための研修。 	<p>補助対象者: 都道府県・市区町村 補助率: 1/3 ※平成29年度より、市区町村についても、間接補助ではなく、都道府県に事務委任し、直接補助する予定。</p>

資料: 文部科学省